

原発ゼロ、 再生可能エネルギーを いかす地域・自治体をつくるための提案

(2015年改訂版)



目次

はじめに	2
1. 原発ゼロ、住民の生命、安全をまもるために	2
(1) 原発を即時ゼロにすること。原発輸出をやめること	2
(2) 福島第一原発事故被災者の救済、原状回復、完全賠償を行うこと	3
(3) 新たな「安全神話」をもたらす 原子力規制委員会の規制基準を、抜本的に見直すこと	4
(4) 国の責任で実効ある避難計画・避難者受け入れ計画を策定すること	4
(5) 原発周辺自治体にも再稼働同意権・協議権を保障すること	5
(6) 国は、原発を廃炉にする地域・自治体に対して、 地域振興の支援策をとること	6
2. 再生可能エネルギーをいかす地域、自治体をつくるために	7
(1) 再生可能エネルギーを、省エネ、地球温暖化防止と 結合して進め、地域振興を図ること	7
(2) 自治体の政策提案	10
3. 自治労連、各地のとりくみ	13
県内すべての原発の廃炉、賠償・除染の徹底を求めて(自治労連福島県本部)	13
頭金なしで家庭に太陽光発電、自治体エネルギー政策を推進(静岡自治労連)	14
原発事故の避難計画を検証し、住民のくらしと安全まもる(京都自治労連)	15
原発地域の経済を調査し、自治体・地元事業者と懇談(佐賀自治労連)	16

私たちは全国の市役所、町村役場、都道府県庁など自治体の公務
公共サービスで働く正規・非正規の労働者でつくる労働組合です。



自治労連

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館

TEL 03(5978)3580 FAX 03(5978)3588 Email: jichiroren@jichiroren.jp

日本自治体労働組合総連合

URL: <http://www.jichiroren.jp/>

はじめに

福島第一原発事故から数年経っても12万人を超える人々が福島県内外に避難し、家族が離ればなれになるなど、多くの困難を抱えながら生活をしています。しかも事故は「収束」どころか、汚染水が太平洋に流出し、原子炉内の様子も把握できておらず、危機的な状況が続いています。福島第一原発事故は最大の公害・環境汚染となっています。ひとたび事故が起きれば取り返しのつかない被害をもたらす原発は直ちに廃炉にすべきです。それにも関わらず、政府は原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発の再稼働・新設、原発の輸出に躍起となっています。

2014年5月、福井地裁は、大飯原発の差し止め請求を認めました。判決は、原発再稼働について「憲法的人格権（13条、25条）を超える価値を見いだせない」「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されない」「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失である」と明言し、原発政策にとどまらず、これからの日本の地域づくり、経済政策のあり方にも重要な示唆を与えています。地球温暖化や原発事故への懸念が深まる中で、再生可能エネルギーの利用拡大はいまや国際的な流れです。

自治労連は、住民のいのちと安全を守り、地域経済の再生を図るために、原発ゼロの実現をめざし、再生可能エネルギーをいかす地域づくりに取り組んでいます。2011年8月に原発問題の政策案、2012年8月にはパンフレット「原発ゼロ、再生可能エネルギーをいかす地域・自治体をつくるための提案」を発表し、政府への申し入れ、各地の自治体や住民団体との懇談などに取り組んできました。

このたび、原発ゼロの実現、再生可能エネルギーをいかした地域・自治体をつくる運動をさらに進めるために、自治労連として政策提案パンフレットを改訂しました。各地での学習や懇談などに積極的に活用してくださることを願っています。



自治労連は、原発ゼロ、再生可能エネルギーの推進、実効ある原発事故避難計画の策定など、住民の暮らし、安全を守る施策を政府に要請しています（写真は2014年11月の要請）

1. 原発ゼロ、住民の生命、安全をまもるために

(1) 原発を即時ゼロにすること。原発輸出をやめること

そもそも原子力発電は、核兵器技術のエネルギー利用であり、構造的に過酷事故（シビアアクシデント）の可能性が排除できません。また世界有数の地

震・火山国である日本では地質上の危険が極めて高く、このような地理的な条件を抱える国で原発を推進すべきではありません。さらに、使用済み核燃料

(放射性廃棄物)の最終処分方法が、まだ確立していないことも重要です。放射性物質の放射能が生物にとって安全なレベルまで下がるのに10万年かかるとされています。世界の多くの国では、安定した深い地層に埋設する「地層処分」を行おうとしていますが、最終的な地層処分を始めた国はまだなく、ようやく中間貯蔵を始めた段階です。いわば、「トイレ無きマンション」の状態になっているのです。

コストについても、「原発のコストが一番安い」としている日本では、実はリスクや研究開発費を計上していません。諸外国では、原発は建設コスト・運転コストとも高いと考えられています。原発は停

止中も巨額の資金がかかります。福島事故の賠償金をコストに加算すれば、原発は圧倒的にコストがかかる発電方法です。

2013年9月半ば以降、原発が稼働ゼロでも、電力不足は起きていません。全国で、原発の運転差し止めを求める訴訟が争われているにも関わらず、政府は原発を最長で60年間も稼働できるようにしようとしています。各電力会社は再稼働を申請し、原子力規制委員会が審査を進めています。国民を危険にさらす原発の再稼働は断念し、直ちに廃炉にするとともに、外国に輸出することもやめるべきです。

(2) 福島第一原発事故被災者の救済、原状回復、完全賠償を行うこと

国は、原発事故の除染も完全に終えないまま避難指示を解除し、住民が戻るかどうかに関わりなく、避難についての賠償を一時的に打ち切ろうとしています。原発事故は終わったかのように見せかけて、避難者を切り捨てる政策は許すことができません。

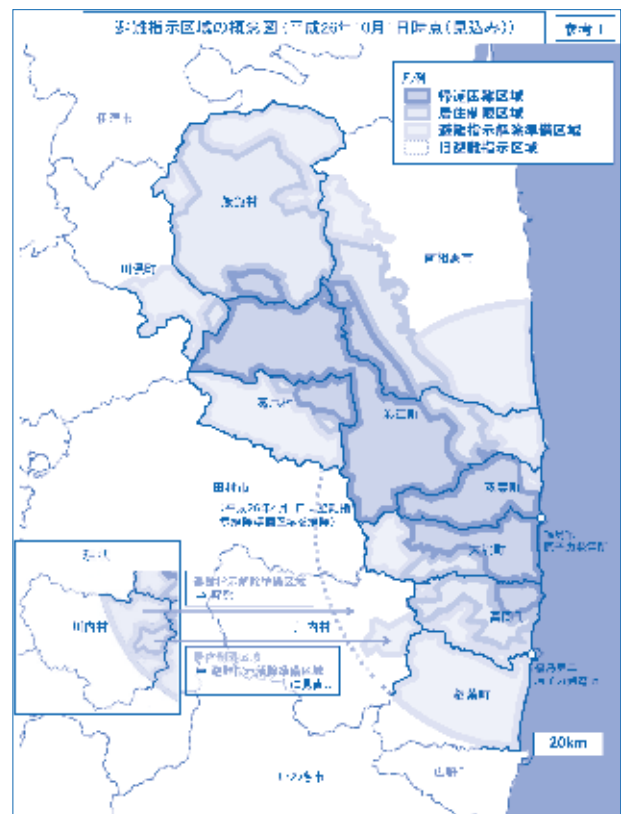
国は原発推進政策をすすめた当事者として、東京電力は事故を起こした事業者として、福島第一原発事故の「発生責任」「加害責任」を果たすべきです。

まずは、事故収束宣言を撤回し、世界の英知を集めた体制を確立し、事故を早期に収束することが求められています。

福島復興の前提として、福島県内にある全原発10基の廃炉に踏み切るべきです。福島県と県内のすべての市町村議会は、福島県内のすべての原発を廃炉することを求める意見書を決議しています。2014年8月26日に福島地裁は、原発事故で避難中に自死をした女性への賠償責任を東電が負うと判決を出しました。この判決では、東電の原発事故の影響で、「精神障害を発病する者、さらには自死に至る者が出現することについて」予見が可能であったとし、東電も控訴しなかったために確定しています。

国は、原発事故被害者の要求に応え、①汚染水対策など原発の事故収束作業を徹底すること、②希望者全員が入居できる災害復興住宅の建設や、中小商業、農林水産業の振興など、被災地の住まいと生

業の再建を行うこと、③健康診断や検査、医療費を国の制度で無料とし、放射能の被害から健康を守ること、④放射線量の徹底した計測と除染を継続し、安心して住み続けられる環境をつくること、⑤原発事故が起きなければ発生しなかった被害、損害はすべて国と東電の責任で賠償することが求められます。



資料：原子力災害対策本部資料(2014年9月12日)

(3) 新たな「安全神話」をもたらす 原子力規制委員会の規制基準を、抜本的に見直すこと

原子力規制委員会の規制基準は、原発事故から国民の安全を保障するものではありません。原子力規制委員会の田中俊一委員長自身も、規制基準に基づく原子炉施設等の適合審査について「基準の適合性は見えていますけれども、安全だということは申し上げません」と述べています。原子力規制委員会の規制基準は、①福島原発の事故の検証に基づかないものであること、②原子炉压力容器や格納容器には手をつけぬ基準であること、③フィルタベントや免震重要棟などの即時整備を義務付けていないことなど、多くの欠陥があります。

火山噴火対策についても、規制委員会は満足の審査をする体制がありません。日本火山学会の原子力問題対策委員会は、火山対策の審査に使う火山影響評価ガイドそのものを見直しを求めています。

政府は、「世界で最も厳しい日本の原発安全基準」としていますが、全く事実と反しています。欧州の

全ての原発は、原子炉格納容器を守る壁（二重防護壁）を使用しており、一重防護壁の日本よりも頑丈に造られています。これは、9.11同時多発テロを契機に、飛行機の直撃に耐えられるように安全基準を設定したものです。また、核燃料が溶け出すメルtdownが発生した場合に備えて、欧州の原発には溶けた核燃料が直ぐに冷める構造の受け取り容器（コアキャッチャー）が設置されています。これも日本には設置されていません。さらに、電源系統の独立性も日本の基準には入っていません。

さらに、後述するように、原発事故の避難計画を審査の対象としていないことも大問題です。それにも関わらず、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけた政府は、「規制委員会の審査で合格した原発は再稼働させる」としています。新たな「安全神話」をもたらす規制基準は、規制のあり方も含めて抜本的に見直すべきです。

(4) 国の責任で実効ある避難計画・ 避難者受け入れ計画を策定すること

原発事故から住民の安全を守る最善の策は、原発を廃炉にすることです。しかし、現に原発が存在している限り、運転停止中の施設であっても過酷事故は起こりえます。原発事故を想定した実効ある避難計画が策定されなければなりません。

避難計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法に基づき、地方自治体に策定する責務が課せられています。国には責務はなく、地方自治体に、助言、指導、勧告をするにとどまっています。しかし、自治体の自己責任では、実効ある避難計画は策定できません。原発は、いったん事故を起こせば、被害は市町村、都道府県、国境を超えて広範囲に拡大します。スクリーニングなど、原子力に関する科学的・専門的知識を持った職員の配置と必要な機器の配備が必要ですが、自治体まかせでは体制は確保できません。また、避難計画だけでなく、大量の避

難者を長期間にわたって安全な地域で受け入れる避難者受け入れ計画もセットで策定する必要があります。市町村・都道府県・ブロックの枠を超えた避難計画と受け入れ計画は、国の責任で策定されなければなりません。

国は、①実効ある避難計画および避難者の受け入れ計画の策定に責任をもつこと、②原発事故への対応が求められる自治体へ財政、技術、人員などの支援を行うこと、③避難計画を策定する地域の範囲を原発から30キロ圏内（UPZ：緊急時防護措置準備区域）に限定せず、福島第一原発事故の教訓をふまえ、住民の生命、安全をまもる範囲に拡大すること、④原子力規制委員会の安全審査の対象に「実効ある避難計画の策定」を盛り込むことが求められます。

(5) 原発周辺自治体にも 再稼働同意権・協議権を保障すること

福島第一原発事故以降、原発立地自治体および原発周辺30キロ圏内の自治体には、法律で避難計画の策定が義務づけられています。その一方で、原発立地自治体以外の自治体には、原発の再稼働に対して同意・不同意する権限も電力会社と協議する権利も与えられていません。原発の再稼働に当たって地元自治体の同意について定めた法律もありません。現行では、電力会社が原発の立地する市町村と都道府県の求めに応じて任意に、再稼働等の事前了解を定めた「安全協定」を結んでいるにすぎません。全国の原発周辺の自治体からは、再稼働に当たっての同意権や電力会社との協議権を求める声が上がっています。浜岡原発のある静岡県では、周辺自治体にも再稼働の同意を求める協定が電力会社との間で結ばれています。しかし全国ほとんどの原発周辺自治体に対して、電力会社は同意を求めることをせず、一方的な情報提供を行うのみに留まっています。

青森県の大間原発から30キロ圏内にある函館市は、原発の建設凍結を国や電力会社に再三要請してきましたが、聞き入れられないために差止めを求め

て裁判に立ち上がりました。函館市長は陳述書で「住民の生命・安全を必死で守らなければならないのは、最終的には基礎自治体である市町村である。国や事業者は真摯に向き合い、もっと丁寧な対応をすべきだ」と述べています。川内原発の再稼働に対して、いちき串木野市、日置市など原発周辺自治体の議会は、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を有する当自治体の議会、首長の川内原発再稼働に係る同意なしに、鹿児島県は川内原発の再稼働に同意しないこと」とする意見書を決議しています。

佐賀県伊万里市では、玄海原発から30キロ圏内であることから立地自治体（玄海町）並みの事前了解（再稼働等）を含む「安全協定」を求めて、九州電力との粘り強い話し合いが続いています。

原発事故の被害が想定されるすべての自治体に、再稼働の同意権（不同意権）を保障する立法措置をとること、少なくとも避難計画の策定が義務づけられている原発周辺30キロ圏内の自治体には、再稼働の同意（不同意）権を法律で保障することが必要です。

30km 圏内で要する避難時間				
原 発	立地県	対象人口(人)	国道のみ 使用 (時間)	国道と 高速等使用 (時間)
柏	北海道	83,150	15.0	10.0
東 通	青 森	71,537	35.0	22.5
女 川	宮 城	222,849	44.5	21.5
福島第1	福 島	141,057	21.0	9.0
福島第2		149,720	28.5	11.0
東海第2	茨 城	931,537	132.0	52.0
柏崎刈羽	新 潟	435,433	66.5	29.5
浜 岡	静 岡	744,219	142.5	63.0
志 賀	石 川	170,040	36.5	14.5
もんじゅ	福 井	275,075	34.5	18.0
美 浜		201,042	26.0	13.5
大 飯		139,662	15.5	8.0
高 浜		180,322	24.5	13.0
島 根	島 根	440,802	99.5	45.5
伊 方	愛 媛	135,019	17.5	9.5
玄 海	佐 賀	255,529	39.5	20.0
川 内	鹿児島	232,118	43.0	21.5

環境経済研究所資料より作成

(6) 国は、原発を廃炉にする地域・自治体に対して、 地域振興の支援策をとること

原発が立地する地域と自治体は、国の原発推進政策により、地域経済と市町村財政が原発に依存せざるをえない構造にされ、原発関連以外の産業の発展が妨げられてきました。原発立地自治体の財政は、国から交付される電源立地地域対策交付金や原発施設の固定資産税、電力会社からの寄付金等が財政収入の大部分を占めています。政府は、原発の再稼働を認めた自治体に電源立地地域対策交付金の配分を「重点化」し、原発を停止している自治体への配分を減らす方針をうちだしました。財政による圧力をかけて、自治体に再稼働への同意を迫るのがねらいです。仮に原発が廃炉になれば交付金は交付されなくなり、財政破たんに陥る自治体もできる可能性があります。

原発が立地する地域・自治体が、原発に依存しな

くても地域経済が成り立ち、市町村財政が賄えるように、国は当分の間、地域振興、財政等の支援策をとる責任があります。国は過去にも、炭鉱の閉鎖やダム建設中止など国策の変更で大きな影響を受ける地域・自治体に対して、一定の期間、特別の地域振興、財政支援策をとってきました。過去の類似する事例を検証、研究し、原発を廃炉にする地域・自治体に対する特別支援制度をつくる必要があります。

自治労連は、原発を廃炉する立地・周辺自治体に対して、一定の期間、国は地域振興のために特別の支援策をとることを提案します。原発推進を目的とする電源立地地域対策交付金を廃止し、原発廃炉の促進に向け、廃炉地域の振興策の財源に振り替えることも必要です。



再稼働をして、60年間への延長稼働がねらわれている福井県・高浜原発

2. 再生可能エネルギーをいかに地域、自治体をつくるために

(1) 再生可能エネルギーを、省エネ、地球温暖化防止と結合して進め、地域振興を図ること

1) 固定価格買取制度により、再生可能エネルギーは着実に普及しています。

2012年7月から固定価格買取制度がスタートし、再生可能エネルギーが着実に普及しています。日本で、2008年までは年平均5%で伸びていた再生可能エネルギー（大規模水力を除く）は、2009年に余剰電力買取制度が導入されると9%に、2012年に固定価格買取制度が導入されると、2013年3月末の時点で2955万kWに達するなど前年比で32%も拡大しました（図1）。特に太陽光発電の普及は顕著で、2012年度と比較すると発電量で2倍、原発7基分の設備容量が増加しました。しかし、再生可能エネルギーが日本の電力全体に占める割合はまだ

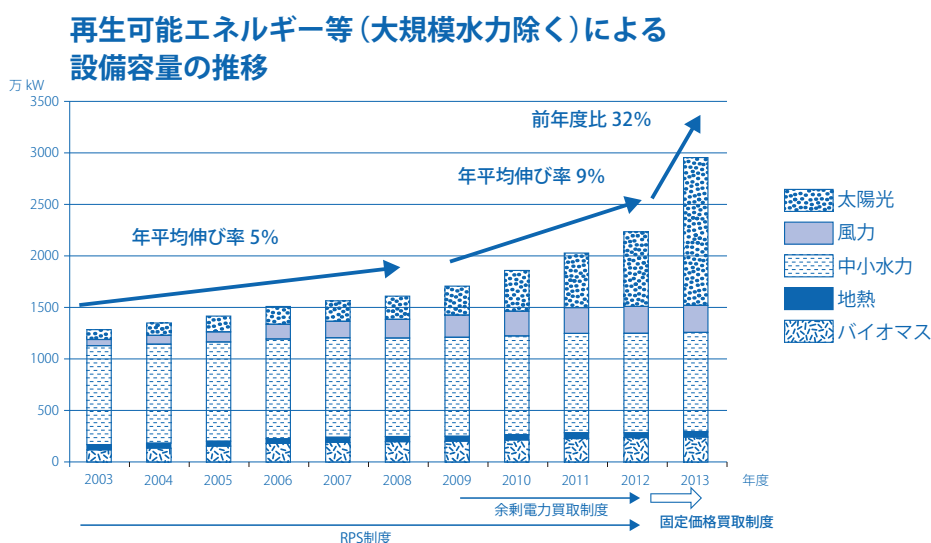
3%です。

「原発ゼロ」に踏み出したドイツでは、再生可能エネルギーの電力全体に占める割合が、2000年の6%から、2014年には28.5%まで急速にのび、一番の主要電源になりました。日本においても、再生可能エネルギー普及の流れをさらに促進する必要があります。

2) 原発を優先して、電力会社の買取を抑制する逆流は許せません。

ところが政府は、原発を再稼働するために再生可能エネルギーの普及を妨げようとしています。経産省は2015年1月、電力会社が太陽光や風力などの再生可能エネルギーについて、買い取る量を抑制し

(図1) 固定価格買取制度で、再生可能エネルギーは飛躍的に普及



JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績等より資源エネルギー庁作成

※2013年度の設備容量は2014年3月末までの数字

やすくするように省令を「改正」しました。その内容は、①電力会社が発電事業者に発電量の抑制を要請できる上限を年30日から無制限に拡大する、②家庭用の太陽光発電も抑制の対象にするというものです。さらに、固定価格買取制度を利用している電気を販売する際に、「再生可能エネルギーによってつくられた電気です」という表示をできなくしようとしています。

一方で政府は、原発の出力については、何の抑制もしていません。省令の「改正」にあたって、経産省と各電力会社が示した電力会社の「再生可能エネルギー受け入れ可能量」は、福島第一原発事故が起きる以前の30年間の原発稼働実績を基に試算しています。これは、原発を「ベースロード電源」と位置づけ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーより優先して使うことにしているからです。今回の省令「改正」により、原発が稼働する割合が増えれば、その分電力会社が再生可能エネルギーを受け入れる余地を減らせるようになります。原発優先への逆流を許してはなりません。

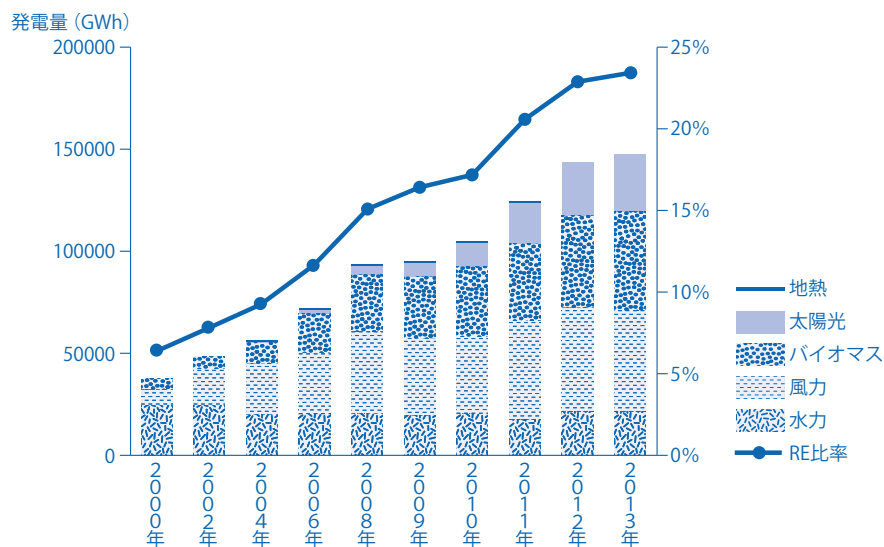
3) 固定価格買取制度を、小規模事業者優先へ改善すること

固定価格買取制度は、事業者が投下した資本を早

期に回収しやすくすることによって、再生可能エネルギーの普及を促進することを目的としています。ドイツでは固定価格買取制度により、再生可能エネルギーの電力需要に占める割合が、2000年の6%から、2013年には25%にまで普及しています（図2）。ドイツでは現在では市場ベースでも再生可能エネルギーの導入が容易になり、固定価格買取制度を必要としなくても普及が進むようになってきました。日本においても、再生可能エネルギーの普及が飛躍的に前進するように、固定価格買取制度をさらに改善させる必要があります。

固定価格買取制度は、メガソーラーを優先するのではなく、個人、農家、地場企業など小規模事業者が、設備投資を早急に回収でき、適正な利益が得られるように改善することが必要です。小規模事業者の事業を支援するために、設備の規模により買取価格に差異をつけることも必要です。小規模事業者による普及を支援し、消費地のそばで小規模の発電を増やす地産地消の取り組みが進めば、大規模な送電線網を必要とせずに、送電をすることができます。

(図2) ドイツにおける再生可能エネルギー導入状況



4) 送電網などインフラを整備し、発電を資本の分離と併せて進めること

再生可能エネルギーの普及に対応するために、送電網などのインフラの整備を早急に進める必要があります。電力会社や原発を推進する人たちは、「再生可能エネルギーでは供給が不安定になる」と言っています。しかし、再生可能エネルギーは、①太陽光・熱、小水力、風力、バイオマス、地熱、潮力など多様なエネルギーを組み合わせることで普及する、②余剰の電源を貯めておくことができる既存の揚水発電を活用する、③他の電力会社との間で電力を融通し合う広域連携を拡充するなどの施策を進めれば、供給は十分に安定します。

再生可能エネルギーによる電気の接続を拡大するために、送電網を電力会社による独占から解放する送電分離も必要です。政府は2018年から送配電部門の分離を行うことにしていますが、資本系列の分離が伴っていません。送電会社は依然として原発を進める電力会社の系列企業のままです。これでは、送電会社が同一の資本系列にある発電会社の指示に従って、原発からの送電を優先するおそれがあります。送電の分離は、資本関係の分離を伴うものでなければなりません。

5) 再生可能エネルギーこそ「国のベースロード電源」と位置づけること

政府は、環境に負荷をかける廃棄物を放出せず、地域経済の再生に活用できる再生可能エネルギーこそ「国のベースロード電源」と位置づけるべきです。政府の調査でも、再生可能エネルギーによる発電は、日本の発電能力全体の10倍（発電量で4.5倍）の潜在量を持っています。

火力発電などの化石燃料からの脱却も必要です。火力発電は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出するものであることから、計画的に低減・効率化を図るべきです。火力発電の燃料である石油等は海外からの輸入に頼っており、国内や地域の富を国外へ流出させています。石油、ウラン、石炭など化石燃料は、枯渇する「一次エネルギー」であり、今後は価格の上昇も見込まれます。化石燃料を再生可

能エネルギーに転換すれば、エネルギーの国内自給率は上がり、国民が産みだした富を、国内や地域内で循環させることができます。国は、再生可能エネルギーの普及と省エネ化による「一次エネルギー削減」の年次計画（たとえば2040年までに再生可能エネルギーで50%の発電など）をつくる必要があります。エネルギー政策を進めるに当たっては、次の3点を総合的に推進することが重要です。

①省エネルギーの推進

工場をはじめとした事業所、住居において、エネルギーの省力化を図るために施設を改修したり、モーダルシフト（貨物輸送を地球に優しく大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること）を推進すること。特にエネルギー消費の8割を占める事業所の省エネを推進すること。

②エネルギーの高効率化の推進

熱併用発電など、コージェネレーション（電力と有用な熱を同時に生産するシステム）を推進すること。

③再生可能エネルギーの推進

大企業が進めるメガソーラーなどを主体とするのではなく、地域の住民、事業者が主体となる協同組合や市民ファンド中心の事業を推進すること。再生可能エネルギーが地産地消が進み、地域経済の再生につながる施策を進めること。

また、再生可能エネルギーの普及が環境破壊を引き起こさないようにするためのルールづくりが必要です。各地で、メガソーラーなど大規模な再生可能エネルギーの開発が地域の住環境や自然環境を破壊する問題を引き起こしています。施設等の設置に関わる規制基準の確立、環境アセスメント制度の改善など、再生可能エネルギーの普及と環境保全が両立するように、国および自治体、事業者の努力が求められます。

6) 地球温暖化防止、CO₂削減、省エネ型のまちづくりと結合すること

再生可能エネルギー事業を、地球温暖化の防止、CO₂削減の取り組みと結合して推進するために、次

の施策が必要です。

- 2020年の温室効果ガス25%削減目標(1990年比)を踏まえ、数値目標を明確にした実施計画を策定すること。
- 大量生産—大量消費—大量廃棄(大量リサイクル)型社会から、環境保全、資源循環型社会システムに転換するために、産業界への規制強化、国の法整備など実効ある対策を求めること。
- 廃棄物の処理は、脱焼却、脱埋立をめざし、温室効果ガスの発生抑制・生産規制の政策に転換すること。また、温室効果ガスの大量排出につながる廃プラスチック焼却方針を転換し、材質の転換、発生抑制を図るための規制を求めること。
- 「24時間眠らない街」のような、多大なエネルギー消費を前提としたまちづくりではなく、労働時間の短縮、ワークライフバランスの確立で家族や地域と大切な時間が過ごせる省エネルギー型の住環境・ま

(2) 自治体の政策提案

「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法第1条の2)という責務をもつ地方自治体は、再生可能エネルギー事業を推進するために重要な役割を担います。自治体が「再生可能エネルギー事業推進条例(仮称)」を制定して、次のような取り組みを実施することを提案します。

1) 住民・地元事業者が主体となり、地産地消、小規模・分散、地域循環で事業を推進すること

太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱、潮力など、地域の自然環境から生み出されるエネルギーは、特定の事業者の占有物ではありません。地域に住むすべての人により、地域のために共同で利用されるべき公共の財産です。再生可能エネルギーは、住民のいのち、くらしを守り、地域経済を振興して雇用を拡大する公共の目的のためにこそ活用されなければなりません。

また地球温暖化の防止、CO₂削減、省エネ、省電力化、エネルギーの効率化と結び付けて活用するこ

ちづくりを進めること。

7) 地方自治体を再生可能エネルギーの推進力に位置づけること

国は、地方自治体を再生可能エネルギーの推進力に位置づける必要があります。地域で消費するエネルギーと産出するエネルギーがイコールであることをめざす「エネルギー自立地域」を設定し、各自治体が自主的に「エネルギー基本計画」を策定するよう支援する必要があります。基本計画は、省エネやエネルギーの効率化の観点も取り入れ、熱や交通を含むエネルギー全般を取り扱うようにします。また、農畜産廃棄物や間伐材などを利用したバイオマスや急峻な地形を利用した小水力発電、風力発電、火山帯においては地熱発電など地域特性に応じたエネルギーポテンシャルの研究開発が求められます。

とも必要です。

再生可能エネルギーの事業を持続可能とするためには、住民や地元事業者(地元の中小商工業者、農林水産業者、NPO、協同組合など)が主体となり、地域の合意を得て、小規模・分散型で進めることが望ましい姿です。手間をかけ、地域のネットワークを生かした事業を広げる取り組みは、営利を目的にした大企業では担えません。

2) 具体的な取り組みの提案

①基本計画を策定し、地域の将来ビジョンを確立すること

住民・地元事業者、行政が協力して、再生可能エネルギーを推進する自治体の基本計画を策定すること。計画には、少なくとも次の事項を定めることが必要と考えます。

- 基本理念、目的……「原発ゼロ」、「地域経済の振興」、「地球温暖化防止と環境保全」、「住民の安全・安心の確保」、「住民・地元事業者が主人公」など、再生可能エネルギーを推進する理念、目的など。

- ・住民・地元事業者との連携と自治体の支援方針
- ・エネルギーの自給率、CO₂削減の目標設定（〇〇年までに自給率、削減率を〇〇%に）
- ・地域整備計画……………自然環境、住環境、地元産業、景観等に配慮し、住民・地元事業者の納得と合意で進める発電施設等の設置計画など
- ・地域経済振興策……………地域の中小商工業、農林水産業、観光業などの振興、雇用の拡大と結び付けた事業の策定
- ・地球温暖化防止、CO₂削減、省エネ、省電力化の取り組み
- ・環境教育（小中高等学校、大学、保育所、幼稚園、社会教育などでの環境教育事業との結合）

②自治体に担当部署を設置し、専任の職員を配置すること

自治体に再生可能エネルギー普及を推進する専門の担当部署を設置し、専任の職員を配置すること。担当部署は、次の業務を担うことが考えられます。

- ・「地域の環境保全」と「地域経済振興」の両面にわたって業務ができるようにすること。
- ・再生可能エネルギー推進地域協議会（仮称）など、行政と住民・地元事業者、専門研究機関が連携・協力する体制をつくること。
- ・自治体に相談窓口を設置し、住民、地元事業者からの相談に迅速に応じること。

③地域の自然・地理・産業を調査して、有効に活用できるエネルギーを選定すること

活用できる再生可能エネルギーの種類は地域ごとに異なります。自治体、住民、地元事業者、専門研究機関等が共同して、地域の自然、地理的条件、産業などを調査し、地域で活用が有効なエネルギー資源を選ぶことが必要です。

④住民、地元事業者の取り組みを支援すること

住民、地元事業者が主体となって、事業が展開できるように、自治体として支援をすること。具体的な支援策として、次の内容が考えられます。

（事業を推進する組織づくりの支援）

- ・住民や地元事業者が主体となって、事業を推進す

る組織が設置され、自主的な活動が促進されるように支援すること。

- ・地元事業者が、事業を担えるように技術、人材育成などの支援を行うこと。国、都道府県、民間専門研究機関とも連携・協力して地元事業者への支援を行うこと。
- ・行政区域内で事業を行おうとする事業者に対して、自治体・地元事業者との協議を義務づけ、収益を地域に還元する努力義務を課すこと。
- ・事業を進めるにあたって、自然環境、住環境、景観を損なうことがないように、関係する住民、事業者との協議、調整を行うこと。

（税財政、許認可などの支援）

- ・市民ファンドなど住民、地元事業者による事業を人的・財政的に支援すること。
- ・地域通貨券などを活用して、事業で得た収益が地域に循環するようにすること。
- ・「緑の贈与」（子や孫に資産を継承する際に、現金でなく再生可能エネルギーを対象とした投資証券や太陽光パネルなどの設備を贈ること）を支援し、税制上の優遇措置を行うこと。
- ・各種許可に関わる行政手続の支援を行うこと。
- ・事業を進める住民・地元事業者へ、各種の許可申請（電気事業法に関わる申請、水利使用許可申請など）、発電所等の設置に関わる地域住民・利害関係者との調整など行政手続に関わる支援を行うこと。
- ・自治体が所有する行政財産の目的外使用許可、施設の貸与を行うこと。普通財産の貸付を行うこと。
- ・住民、地元事業者の負担を軽減する財政支援を行うこと。住民や地元事業者が初期費用の負担を少なくして、再生可能エネルギーをいかに電力施設を設置できるように財政支援を行うこと。
- ・事業の初期投資等に対して財政補助を行うこと。融資などの支援も信用金庫など地元の金融機関と連携して行うこと。
- ・太陽光パネルを自治体として一括購入し、単価を低くして、住民に安価に提供すること。
- ・住民が発電した電力を自治体が購入し、自治体の施設等の電力に使用すること。
- ・再生エネ設備の設置やメンテナンス工事等に地元

業者を利用する住民に補助を行うこと。

- ・キュービクル（電力会社との契約が50kWを超える契約となる場合に設置する必要がある変電設備）の設置や保守点検に関わる補助など支援を行うこと。

（自治体の入札・契約を通じた支援）

- ・再生可能エネルギーに関わる自治体の設備工事やメンテナンスなどに、地元の事業者を優先して発注すること。

- ・総合評価型入札を活用し、省エネ、再生可能エネルギーの活用を積極的に進める地元事業者を有利に評価する制度を設けること。

- ・自治体が自ら使用する電力について、安定供給を確保することを前提に、大手電力会社から再生可能エネルギー発電主体の電力小売事業者や、原発に依存しない電力小売事業者に切り替えること。

（農林水産業の振興と結び付けた支援）

- ・地域の農林水産業を支援し、再生可能エネルギーの推進をはかり、雇用の拡大、地域振興に結び付けること。

- ・農林水産業からの畜産廃棄物、木材や藁などの有機物から発生するバイオマス・エネルギーを活用した事業を進めること。家畜のふん尿などを活用した発電事業や、森林の保全のために間伐し、間伐材を活用してペレット材とすること。

- ・農作物栽培と再生可能エネルギーが両立する農地活用を進めること。農地で農作物の栽培と両立する形で太陽光パネルを設置するなど、農業と再生可能エネルギーが両立する施策を進めること。農業用水路を活用して小水力発電が進められるように支援すること。

⑤自治体として省エネ、省電力化を進めること

自治体における省エネ、省電力化を、住民サービスの低下を招かず、職員の英知を集め、住民合意で進めること。

- ・真夏のピーク時の消費電力を下げ、住民の熱中症を防止するために、自治体の公共施設等を活用した避暑場所を設けること。

- ・公共施設、街灯などに使用する電球を、計画的に電力消費量の少ないLED電球に切り替えること。

- ・グリーンカーテンを公共施設に設けるなど、冷房装置の使用を抑えること。

- ・地中熱や工場・農業施設・スーパー・集合住宅などの施設から産み出されるエネルギーを冷暖房に利用するヒートポンプシステムの導入を進めること。

⑥自治体の施設等を活用し、直営による事業を進めること

自治体の直営または、自治体が出資する法人が事業主体となり、再生可能エネルギーを活用する発電事業を行うこと。自治体の施設の運営に関わる電力を、自前の再生可能エネルギーでまかなうことは、災害など非常時での対応にも役立ちます。次のような施設等での活用が考えられます。

- ・庁舎、図書館、公民館、市民会館、保育所、幼稚園、小中高等学校、大学、学校給食調理施設、公立病院、福祉施設、公営住宅など公共施設への太陽光発電施設の設置。

- ・上下水道施設を活用した小水力発電。

- ・廃棄物処理施設などで発生する熱エネルギーを活用した発電。

⑦再生可能エネルギーの事業を、地域の環境教育にいかすこと

再生可能エネルギーを推進する取り組みを、保育所、幼稚園、小中高等学校、大学、公民館などで環境教育に生かすこと。再生可能エネルギーに関わる図書・資料を公共図書館・学校図書館に整備すること。地域で、再生エネをいかすまちづくり・村づくりの担い手を育てること。

⑧地球温暖化防止、CO₂削減の取り組みと結合すること

再生可能エネルギー事業の推進とあわせて、地球温暖化の防止、CO₂削減を進めること。2020年の温室効果ガス25%削減目標（1990年比）を踏まえ、数値目標を明確にした実施計画を策定すること。

3. 自治労連、各地のとりくみ

自治労連福島県本部

県内すべての原発の廃炉、賠償・除染の徹底を求めて

震災そして福島第一原発事故以降、心落ち着かぬ日々を福島県民は過ごしています。原発にいったん事故があれば、元の暮らしを取りもどすことが、いかに難しいかを多くの県民が身をもって感じています。それだけに、福島に10基もある原発を、一日も早く廃炉にすることが求められています。県知事や県議会に対して、様々な団体が事あるごとに原発の廃炉を要請していますが、国も東電も未だこれに応えていません。そればかりか、事故を起こした責任さえ忘れていたような対応です。

福島原発全基廃炉を求める「オール福島」の団結をつくることは、そうたやすいことではありません。今も常に巻き返しの動きがある中で、原発廃炉の世論を定着させ続けているのは、県民の大きな怒りがあるからです。先の県知事選挙で自民党も応援して当選した内堀知事も、選挙後「原子力に依存しない社会をめざす」という県の立場を国内、世界に発信することや、県内原発全基廃炉を国・東電に求める姿勢をより強く押し出しました。これは選挙戦を通して県民の思いを実感したからに他なりません。

福島県本部は、原発事故後本部に寄せられた全国

の支援カンパとともに、激励の自治体訪問を行いました。また、自治体や県民に関わる要求項目をまとめ県に対応を求めました。翌年には「再生エネルギーの普及」を訴えながら、県内をまわりました。日本でも有数の地熱発電の町「柳津町」の井関町長は、既に水力への取り組みを始めており、「日本一の発電」をめざしていることを語りました。他でも風力、木質、水力、地熱など様々な資源を使っての開発や、新たな部署を設けて推進を図るなど、原発を止めた次の対応策を進めていました。

今年の自治体訪問では、長引く避難生活が住民はもとより自治体職員が大きくダメージを受けていることが語られています。全国から多くの派遣職員の応援を受けながらも、定数削減、自治体リストラの影響が表れています。今回の事故周辺地域は、平成の合併に参加していませんでした。仮に合併が進んでいた場合に、避難やその後の生活が、今以上に大きく混乱していたと思います。葛尾村・松本村長が「小さい自治体で良かった」と事故後に語ったことは今も忘れられません。

2014年には、全国の運動の成果として福井地裁、福島地裁と原発安全神話を打ち砕く崇高な判決が続きました。この判決に大いに励まされながら、福島県本部、福島復興共同センターでは、原発全基廃炉、除染、賠償を進めるために「原発100万署名」に取り組み、福島県民の大結集をめざしています。

原発ゼロ、再生エネ普及をテーマに自治体訪問



地域で、職場で、署名運動に取り組んでいます。



頭金なしで家庭に太陽光発電、自治体エネルギー政策を推進

静岡県にある浜岡原発は世界一危険と言われ、3.11以降、政府が停止を要請した唯一の原発です。静岡自治労連は、震災があった年の7月、多くの団体と実行委員会をつくり、浜岡原発の永久停止・廃炉を求め5000人を結集した「ひまわり集会」を開催して以来、5回の集会を実施し、その中心を担ってきました。この運動は、「原発なくす会静岡」の結成につながり、その後団体の違いを超えた共同の中で、現在の浜岡原発再稼働反対の署名、「浜岡原発の再稼働を認めないで！署名」に至っています。

2012年の5月からスタートした憲法キャラバンにおいて、懇談のテーマとして①浜岡原発の再稼働についてどう考えるのか、②7月から固定価格買取制がスタートするが自治体としてその対策をどうするのか、③原子力災害を見込んだ地域防災計画の改定についてどう対応するのかについて、20自治体と懇談してきました。

掛川市では浜岡原発の再稼働について、松井市長が「将来にわたって『100%安全』と市民に理解してもらえない限り、再稼働は認められない」と明言しました。再生可能エネルギーについても「2016年度までに戸建て住宅の2割に太陽光発電を普及させる目標を持っている。『創エネ』と『省エネ』で、原発に頼らないエネルギー政策に転換していきたい。中部電力全体の発電量に占める浜岡原発の割合

は約11%。掛川では、当面この11%を目標に再生可能エネルギーの普及を進めていきたい。環境日本一をめざしている」と浜岡原発を意識した発言をしました。「かけがわモデル」と言われる家庭用太陽光発電の普及計画は、頭金が要らない「ゼロ円システム」で地域経済の振興の視点も備わっています。また風力発電についても市民ファンドで実施する意欲も見せました。この成果を自治研集会や自治体学校などで全国にも発信し、経験を広げました。

静岡自治労連も参加する「原発なくす会静岡」では、原発ゼロを決め再生可能エネルギーをふやすことに取り組んでいるドイツの経験を学習しようと県内で「ドイツ視察セミナー」を呼びかけ、静岡自治労連から3名が参加しました。視察では、①省エネ、②エネルギーの高効率化、③再生可能エネルギーの普及といった3点を具体的な事例で学んできました。静岡自治労連では、LEDソーラーライトでカンパ活動を行い、参加費に補助してきました。その後地域のNPOや商工団体と共同して講演会を次々と開催するなど、地域で共同を広げています。

2014年の憲法キャラバンでは、静岡県が人口社会減全国ワースト2となったことを切り口に、地域循環に基づく雇用を増やすということをテーマにした懇談において、「ドイツ視察セミナー」のレポートを示し、省エネや再生可能エネルギーが地域循環により雇用を生み出していることを自治体当局のみなさんと話し合うことができました。これからも、再生可能エネルギーを広げる運動を、原発ゼロと浜岡再稼働反対の課題だけでなく、循環型社会の確立で地域を再生することも視野に進めていきます。

原発ゼロへ、5000人の市民が集まった「ひまわり集会」



原発事故の避難計画を検証し、住民のくらしと安全まもる

京都に隣接する福井県嶺南（れいなん）地方には、15基の原子炉が東西約50kmの間に集中して設置されています。京都府は原発立地県以外で、全国唯一5kmの予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に含まれている自治体です。30kmの緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）圏には京都府内8市町が含まれています。舞鶴市（人口85,271人）は、高浜原発の西に位置して、PAZに2つの地域、UPZには市内ほぼ全域が含まれています。安倍政権は総選挙後、原発立国ともいえる方向に大きくアクセルを踏み、福井県若狭の原発群はその矛盾が集中的に表れています。新たな原子力村と安全神話の再興を許すわけにはいきません。

脱原発、原発ゼロの運動が、原発の再稼働反対、廃止の運動と、地域からの再生可能エネルギーへの転換を進めることだけでは、原発立地自治体は自治体財政の激減で崩壊的状况に追い込まれ、原発があるがゆえに社会から取り残されてしまう可能性すらあります。

原発が立地する自治体が、原発ゼロで自立して再生するためには、①一つひとつの立地自治体がどのような経過をたどり原発建設を受け入れたのか、②原発マネーによって自治体財政はどのような特異な性格を持つようになったのか、③地域の産業構造はいかに変化したのか、④国と電力会社は地域コミュニティと住民の意識をどのようにして従属させてきたのかなどを調査・研究することが必要不可欠です。

京都自治労連は、「原発立地自治体がいかに原発マネーに依存しているかを語ることから、いかに脱却するかを語らなければならない」との考えから、大型原発が設置されている福井県おおい町、廃炉の可能性の高い老朽原子炉が設置されている福井県美浜町の自治体財政調査に取り組み、調査報告をまとめて発行することになっています。

原子力発電は「停止」をもって安定な状態となるのではなく「停止」後も相当の長期にわたって監視、

管理を続けなければ重大な被害を生み出す危険があります。そのため、国の原発防災計画の問題点、京都府や舞鶴市などの自治体における避難計画の実際、福島第一原発事故での避難の実相、滋賀県琵琶湖の汚染シミュレーションなどをテーマに研究会を開催し、京都自治体問題研究所と協力して「原発事故！ その時どこへ？ —避難計画の検証—」（写真）を発行しました。

京都に隣接する福井県嶺南地方の原発

- ・関西電力—11基（美浜発電所3基、高浜発電所4基、大飯発電所4基）
- ・日本原子力発電—敦賀発電所2基、
- ・日本原子力研究開発機構—高速増殖炉もんじゅ、新型転換炉ふげん（廃炉作業中）

福井県の原発群をめぐる動き

- ①高浜原発3, 4号機の再稼働が、福井県と高浜町だけの合意（川内モデル）で行われようとしている。また、運転開始から40年を超えて老朽化した高浜原発1, 2号機について、20年間運転を延長することもねらわれている。（2014年12月より特別点検を開始）
- ②関西電力の八木誠社長が2014年9月に、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設を検討中であることを発表。「福井県以外」「港があること」「発電所内であること」を条件としており、京都府の舞鶴市と宮津市が最力候補地であることが明らかになっている。
- ③老朽化した美浜原発などのリプレース（建替え）、高速増殖炉もんじゅの再開がねらわれている。



原発地域の経済を調査し、自治体・地元事業者と懇談

2012年5月、「玄海原発停止の経済損失 34 億円」（唐津上場商工会）との記事が地方紙（佐賀新聞）に掲載されました。佐賀自治労連は、原発が地域経済に及ぼす影響を直視し、原発と地域経済との関わり、原発を廃止して地域経済をどう再興するのか、この問題意識から、2013年8月9日にヒアリング調査を実施しました。

1) 唐津上場商工会…「今回の『玄海原子力発電所の立地に伴う地域内消費額調査報告書』は、原発の定期検査に従事する作業員の消費支出が、どれ程失われるのかを推計したものであり、経済損失のすべてではない」「唐津市及び玄海町で消費される飲食費が5億5600万円、宿泊費は、12億6000万円と試算した」「調査の趣旨は、原発に依存するばかりではなく、地域資源を生かした新たな経営努力の必要性を訴えるためのものでもある」「公表することに抵抗はあったが、状況をリアルにつかむことが必要と判断した」。

2) 玄海町役場…「玄海町の歳出規模は、76億円（2012年度決算）、平常時の原発財源依存度は、6～7割である」「原発の定期検査には、1日1800人の作業員が必要とされ、2基同時の場合は、3600人となる」「1995年をピークに建設業・製造業、総就業者数が減少してきている」「企業所得の比率が県内最高の48.5%を占める」「一人当たり市町村民所得は280

唐津上場商工会と懇談



玄海町役場と懇談



万円、雇用者報酬は138万円である」「原発作業員の宿泊の内訳は、3分の1が玄海町、3分の2が唐津市である」「財政運営は、多額の基金もあり健全だと思う」。

3) 玄海町旅館業組合…「玄海町には、作業員を受け入れる旅館が14軒営業しているが、原発が停止して、宿泊客が半数程度に激減した」「玄海町の旅館は、『飯場』みたいな造りで、観光客が宿泊するような施設ではない」「合宿・研修旅行・少年サッカー大会を誘致した」「地元農家や弁当業者との連携し、地域の自然資源、農林水産資源を生かし・つなぐ取り組みを構想している」。

ヒアリング調査では、玄海原子力発電所の運転停止のもとで、商工会・自治体・業者の現状認識・問題点について率直な意見交換ができました。34億円もの経済損失を「この地域でカバーできるのか」という業者団体としての苦悩が伝わってきました。同時に原発事故が生命と社会の土台を崩壊させる現実を目の当たりにして、住民の中に「原発と地域経済」、「自分たちの暮らし」について「安全神話」を乗り越える新たな胎動が始まっている思いがしました。旅館主の方が「自分たちのことは、自分たちでなんとかせんば」「福島のようなことが玄海で起きたら、自分たちは見捨てられる」と話された、この言葉が重く心に響いています。

佐賀自治労連は、結果を「暮らしとまちづくりを考えるつどい」を開催して市民に公表しました。引き続き、住民とともに原発ゼロの地域・まちづくりに向けて取り組みを進めています。